

# 国・地方関係資料

# 目 次

・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）抜粋	1
・ 国・地方の歳入歳出の関係図（平成12年度）	3
・ 国と地方の財政状況（平成14年度当初）	4
・ 参考資料（平成14年1月18日経済財政諮問会議提出）－抜粋－	5
・ 主要格付機関によるソブリン格付け一覧（A以上）	6
・ 主要国における租税負担率（対国民所得比）の国際比較	7
・ 国民負担率の推移（対国民所得比）	8
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抜粋－ [個人所得課税]	9
・ 主要国における個人所得課税負担率（対国民所得比）の国際比較	10
・ 所得税の税率構造の国際比較	11
・ 限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	12
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抜粋－ [消費課税]	13
・ 付加価値税率（標準税率）の国際比較	14
・ 消費税の使途	15
・ 消費税・地方消費税の仕組み	16
・ 所得税、法人税、消費税の人口一人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合 平成11年度）	17
・ 経済財政白書の税源移譲シミュレーション	18
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抜粋－ [地方分権と地方税財源の充実確保]	20
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抜粋－ [個人住民税]	21
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移	22
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月）－抜粋－ [固定資産税]	23
・ 地方団体の課税自主権（主な税目）	24
・ 13年6月11日 経済財政諮問会議 塩川財務大臣提出資料（抜粋）	25

# 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

(平成13年6月26日 閣議決定)(抜粋)

## 第4章 個性ある地方の競争 自立した国・地方関係の確立

### 5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

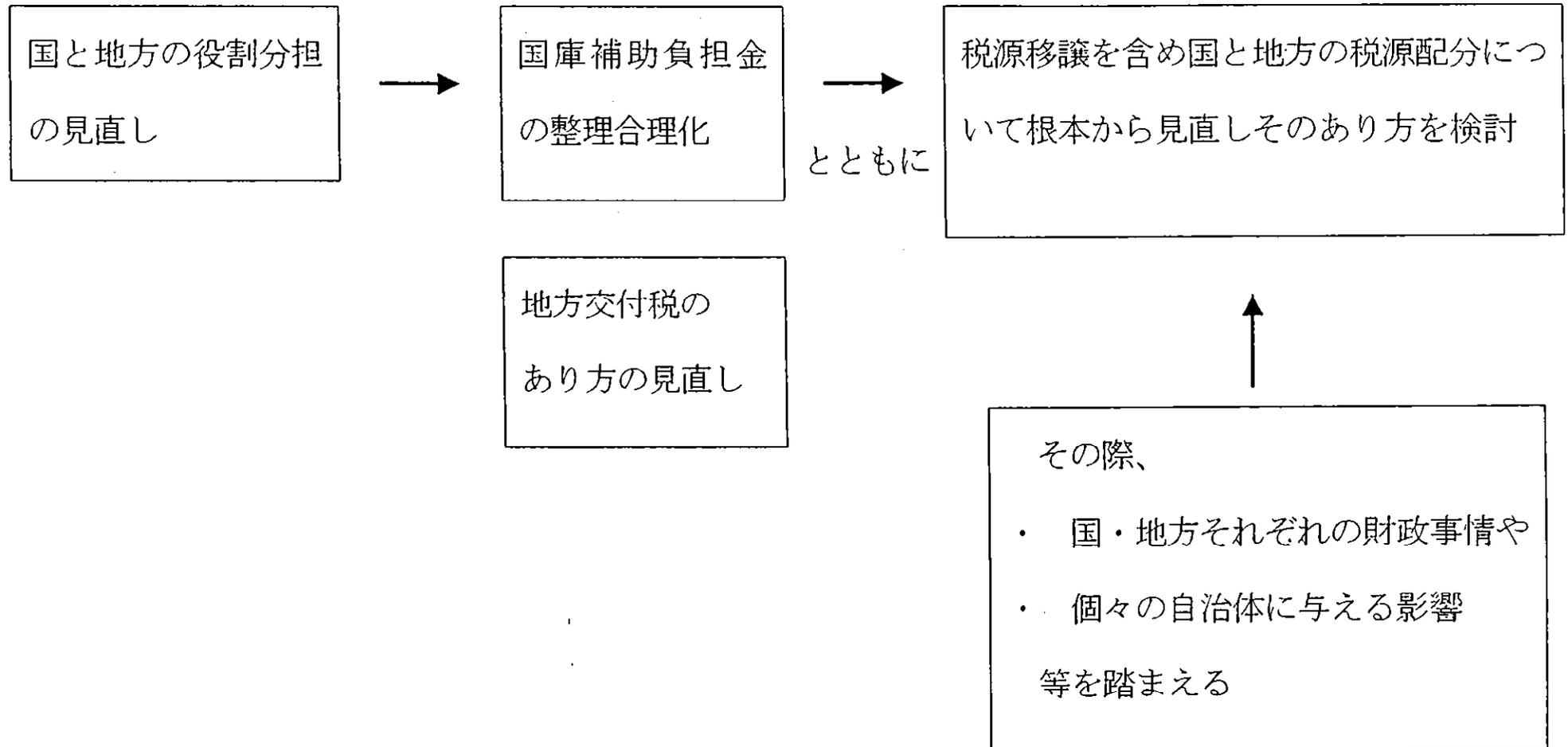
#### (3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

(以下略)

(前提) 地方行財政の効率化を前提に・・・





国と地方の財政状況 (平成14年度当初)

項 目	国 (一般会計)	地方 (地方財政計画)
財政規模 [同上国を100とした場合]	81.2兆円 [ 100 ]	87.6兆円 [ 108 ]
伸 び 率	△1.7%	△1.9%
公 債 発 行 額 (うち特例公債)	30.0兆円 (23.2兆円)	12.6兆円 ( 3.7兆円) [ほか、交付特会借入金(地方負担分) 1.8兆円]
公 債 依 存 度	<u>36.9%</u>	<u>14.4%</u>
公 債 費 (うち利払費)	16.7兆円 (9.6兆円)	13.4兆円 (3.8兆円)
公 債 費 の 割 合 (うち利払費比率)	20.5% (11.8%)	15.3% (4.3%)
公債残高(年度末見込み) (うち特例公債)	<u>約414兆円(普通債)</u> (約199兆円)	<u>約136兆円</u> (約13兆円)
	[ <u>国の長期債務残高は、</u> 約528兆円]	[ <u>交付特会借入金(地方負担分)約30兆円及び公営 企業債普通会計負担分約29兆円を合わせた地方の借 入金残高は、</u> 約195兆円]

税 収 比	48.8兆円 [ 100 ]	13' 当 52.8兆円 [100]	34.7兆円 [ 71 ]	13' 当 36.1兆円 [ 68 ]
交付税等調整後 (交付・勘税)	↓ 32.1兆円 [ 100 ]	↓ 35.7兆円 [100]	↓ 51.5兆円 [ 160 ]	↓ 53.2兆円 [149]
			ほか、特別交付金0.9兆円	

(注1) 計数は精査の結果異動することがある。

(注2) 地方の特例公債は、6～8年度並びに10～14年度の減税補てん債、9年度の臨時税収補てん債及び13～14年度の臨時財政対策債。

(注3) 交付税特会借入金地方負担分約30兆円は、国の長期債務残高約528兆円及び地方の借入金残高約195兆円の両方に重複して計上。また、国と地方を合わせた長期債務残高は、重複分を調整して約693兆円となる。

## 参 考 資 料 ( 抜 粋 )

(平成14年1月18日経済財政諮問会議提出)

### 内 閣 府 作 成

本参考資料は、経済財政諮問会議における「構造改革と経済財政の中期展望」の審議のための参考として、内閣府が作成し、経済財政諮問会議に提出するものである。従って、「改革と展望」を閣議決定する際にも閣議決定の対象となるものではない。なお、本参考資料の作成にあたっては「経済財政モデル(第一次)」(平成13年11月2日公表)による試算を基礎とした。

## 基礎年金国庫負担割合1/3の場合

【マクロ経済の姿】

(%程度)、[対GDP比、%程度]、兆円程度

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2010年度
実質成長率	(▲1.0)	( 0.0)	( 0.6)	( 1.5)	( 1.5)	( 1.6)	( 1.9)
名目成長率	(▲2.4)	(▲0.9)	( 0.6)	( 2.3)	( 2.5)	( 2.7)	( 2.9)
名目GDP	500.6	496.2	499.3	510.9	523.7	537.7	601.0
物価上昇率(GDPデフレーター)	(▲1.5)	(▲0.9)	( 0.0)	( 0.8)	( 1.0)	( 1.1)	( 1.0)
完全失業率	( 5.2)	( 5.6)	( 5.6)	( 5.4)	( 5.2)	( 4.9)	( 4.2)
名目長期金利	( 1.5)	( 1.5)	( 1.6)	( 1.9)	( 2.2)	( 2.4)	( 3.0)
貯蓄投資差額							
一般政府	[▲6.9]	[▲6.5]	[▲6.3]	[▲5.4]	[▲4.7]	[▲4.4]	[▲2.9]
民間	[ 9.1]	[ 8.8]	[ 9.0]	[ 8.1]	[ 7.3]	[ 6.9]	[ 5.3]
海外	[▲2.2]	[▲2.3]	[▲2.6]	[▲2.7]	[▲2.6]	[▲2.5]	[▲2.4]

【国と地方の財政の姿】

[対GDP比、%程度]、兆円程度

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2010年度
貯蓄投資差額							
国	[▲6.2]	[▲5.4]	[▲5.5]	[▲5.0]	[▲4.8]	[▲4.4]	
地方	[▲0.7]	[▲1.0]	[▲0.5]	[▲0.4]	[▲0.1]	[▲0.1]	
合計	[▲6.9]	[▲6.3]	[▲6.0]	[▲5.4]	[▲4.9]	[▲4.5]	
プライマリーバランス							
国	[▲4.6]	[▲3.8]	[▲4.0]	[▲3.6]	[▲3.4]	[▲2.9]	
地方	[ 0.3]	[▲0.0]	[ 0.4]	[ 0.5]	[ 0.7]	[ 0.7]	
合計	[▲4.3]	[▲3.8]	[▲3.6]	[▲3.1]	[▲2.7]	[▲2.2]	[▲0.4]
公債等残高	569.6	602.8	634.3	664.8	693.3	719.9	808.1
(名目GDP比)	[113.8]	[121.5]	[127.0]	[130.1]	[132.4]	[133.9]	[134.5]
一般政府支出規模	191.2	186.5	186.1	188.5	192.1	196.7	
(名目GDP比)	[ 38.2]	[ 37.6]	[ 37.3]	[ 36.9]	[ 36.7]	[ 36.6]	

(注)

1. 貯蓄投資差額及びプライマリーバランスについては、地方交付税特別会計の借入・返済は、地方負担分も含め国に計上している。
2. 公債等残高は、普通国債、地方債及び交付税特別会計借入金の合計である。長期債務としては、この他に、特会借入金などがある。
3. 一般政府支出規模は、翌年度への繰越を考慮していない数値である。

主要格付機関によるソブリン格付け一覧(A以上)

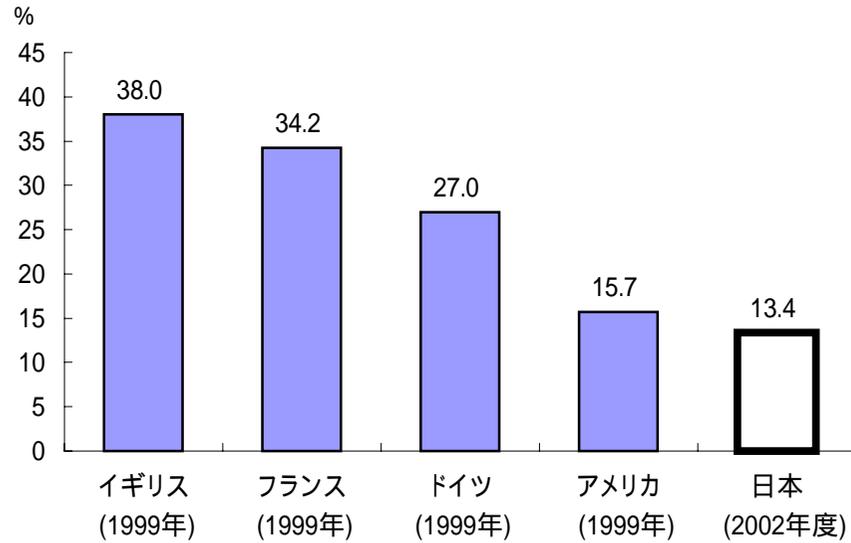
(自国通貨建長期債務 14.5.15現在)

Moody's		S&P		Fitch	
Aaa	アイスランド アイルランド <u>アメリカ</u> <u>イギリス</u> オーストラリア オーストリア オランダ <u>カナダ</u> <u>シンガポール</u> スイス スウェーデン スペイン デンマーク <u>ドイツ</u> ニュージーランド ノルウェー バミューダ フィンランド <u>フランス</u> ルクセンブルグ	AAA	アイルランド <u>アメリカ</u> <u>イギリス</u> オーストラリア オーストリア オランダ <u>カナダ</u> <u>シンガポール</u> スイス スウェーデン デンマーク <u>ドイツ</u> ニュージーランド ノルウェー フィンランド <u>フランス</u> マン諸島 リヒテンシュタ ルクセンブルグ	AAA	アイスランド アイルランド <u>アメリカ</u> <u>イギリス</u> オーストラリア オーストリア オランダ <u>カナダ</u> <u>シンガポール</u> スイス スウェーデン デンマーク <u>ドイツ</u> ニュージーランド ノルウェー バミューダ フィンランド <u>フランス</u> ルクセンブルグ
Aa1	ベルギー	AA+	アイスランド スペイン ベルギー	AA+	スペイン 香港
Aa2 stable	<u>イタリア</u> ポルトガル	AA stable	<u>イタリア</u> スロベニア チリ バミューダ ポルトガル	AA stable	キプロス スロベニア 台湾 ポルトガル
Aa2 negative		AA negative	台湾	AA negative	<u>日本</u>
Aa3 stable	スロベニア 台湾 香港	AA- stable	イスラエル キプロス チェコ バルバドス 香港 マルタ	AA- stable	<u>イタリア</u> チリ ベルギー マルタ
Aa3 On review for possible downgrade	<u>日本</u>	AA- negative	<u>日本</u>	AA- negative	
A1	エストニア チェコ チリ バハマ ハンガリー ポツワナ	A+	<u>韓国</u> クウェート ハンガリー ポーランド ポツワナ	A+	イスラエル エストニア ハンガリー ポーランド
A2	イスラエル キプロス ギリシャ 南アフリカ ポーランド モーリシャス	A	カタール ギリシャ チュニジア <u>マレーシア</u>	A	<u>韓国</u> ギリシャ チェコ 中国 ラトビア
A3	<u>韓国</u> スロバキア バルバドス <u>マカオ</u> マルタ <u>マレーシア</u>	A-	エストニア スロバキア <u>タイ</u> 南アフリカ メキシコ ラトビア	A-	チュニジア <u>マレーシア</u>

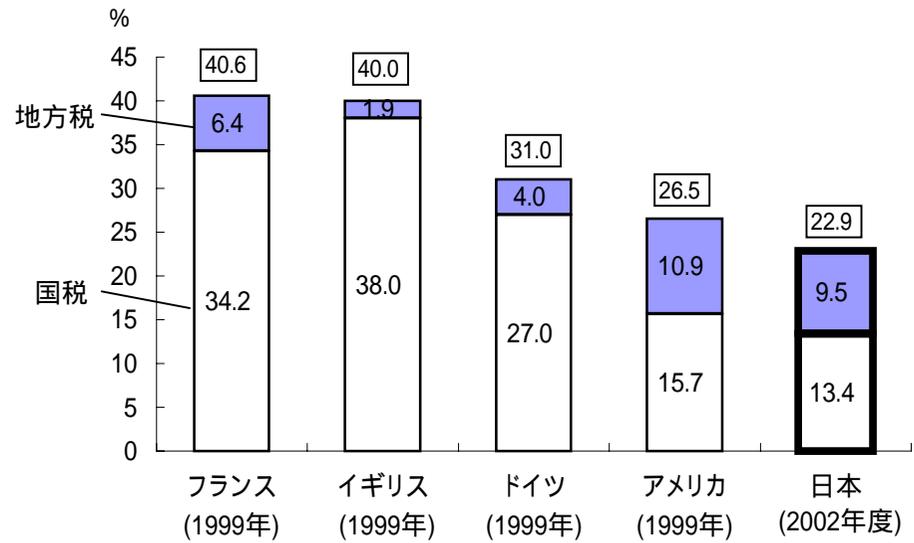
※囲み枠はG7、下線はアジアを示す。

# 主要国における租税負担率(対国民所得比)の国際比較

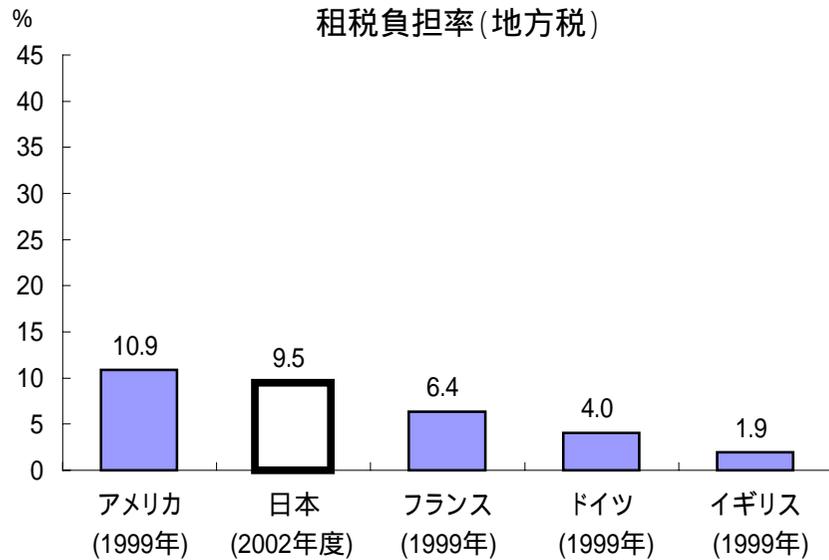
## 租税負担率(国税)



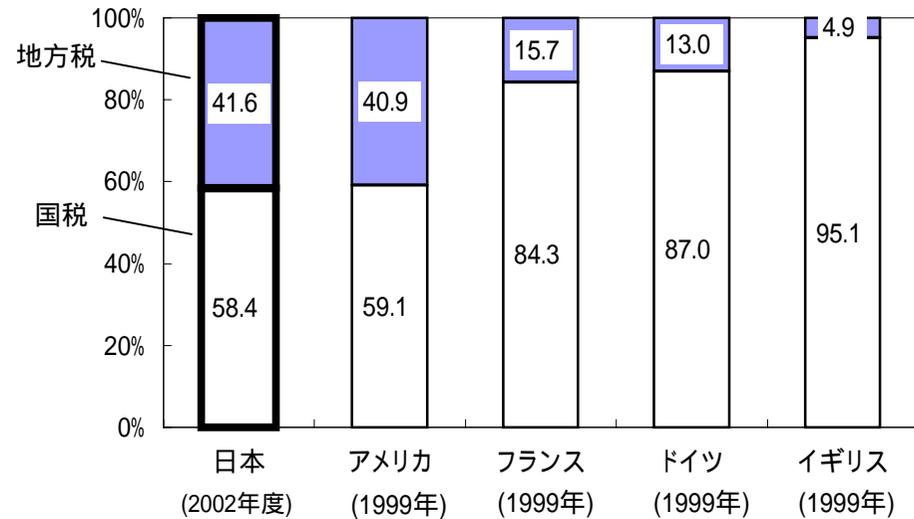
## 租税負担率(国税・地方税)



## 租税負担率(地方税)



## 国税・地方税の構成比



(注) 日本は14年度当初予算ベース、日本以外は、「OECD Revenue Statistics 1965-2000」等により作成。

## 国民負担率の推移（対国民所得比）

年度	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=③+④+⑥	国民所得 (NI)
平成2 (1990)	17.9	17.1	9.5	27.4	11.3	38.8	—	—	351.0
3 (1991)	17.0	16.1	9.4	26.4	11.4	37.8	0.2	38.0	371.9
4 (1992)	15.5	14.7	9.3	24.8	11.8	36.6	4.0	40.7	371.3
5 (1993)	15.4	14.6	9.1	24.4	12.1	36.6	5.6	42.1	371.2
6 (1994)	14.4	13.6	8.7	23.1	12.5	35.6	6.9	42.5	374.5
7 (1995)	14.5	13.7	8.9	23.4	13.2	36.6	8.4	45.0	378.8
8 (1996)	14.2	13.4	9.0	23.2	13.3	36.5	8.2	44.7	388.6
9 (1997)	14.2	13.8	9.2	23.4	13.6	37.0	7.2	44.2	391.9
10 (1998)	13.4	13.0	9.4	22.9	14.0	36.8	(*)16.6 9.7	(*)53.3 46.4	380.7
11 (1999)	12.9	12.4	9.2	22.1	13.8	35.9	11.5	47.4	381.7
12 (2000)	13.9	13.3	9.3	23.2	14.0	37.2	9.4	46.6	380.5
13 (2001)	14.0	13.4	9.6	23.6	14.9	38.5	9.7	48.2	369.6
14 (2002)	13.4	12.8	9.5	22.9	15.5	38.3	8.6	46.9	365.4

(注) 1. 単位は、国民所得は兆円、その他は%である。

2. 平成12年度までは実績、平成13年度は実績見込み、14年度は見通しである。

3. (\*)の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。

わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (抜粋)  
(平成12年7月 政府税制調査会)

第二．個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

1．個人所得課税の意義

(2)個人所得課税の特徴と役割(抜粋)

・・・個人所得課税の役割を財政の機能の観点から見ると、・・・財源調達に基幹的な役割を担うとともに、所得再分配機能においても重要な役割を担っており、さらに経済の自動安定化機能も有しています。

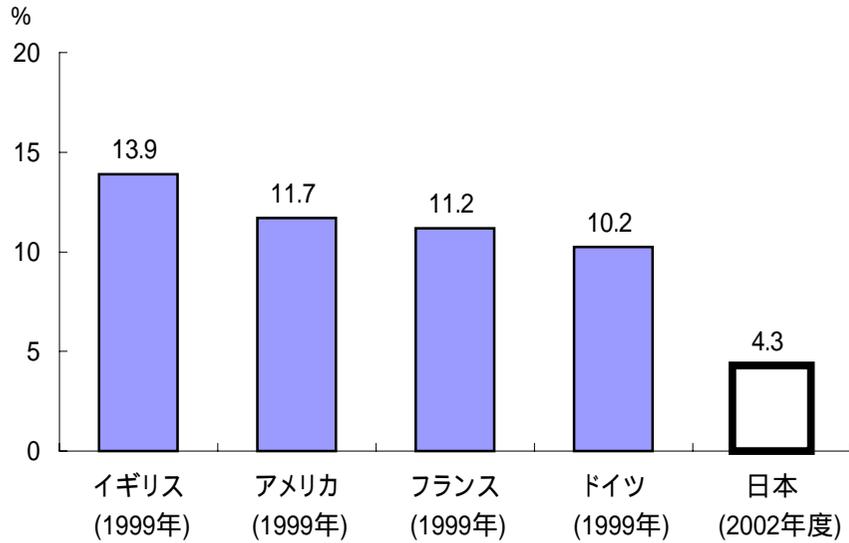
2．個人所得課税の現状

(2)個人所得課税の負担水準(抜粋)

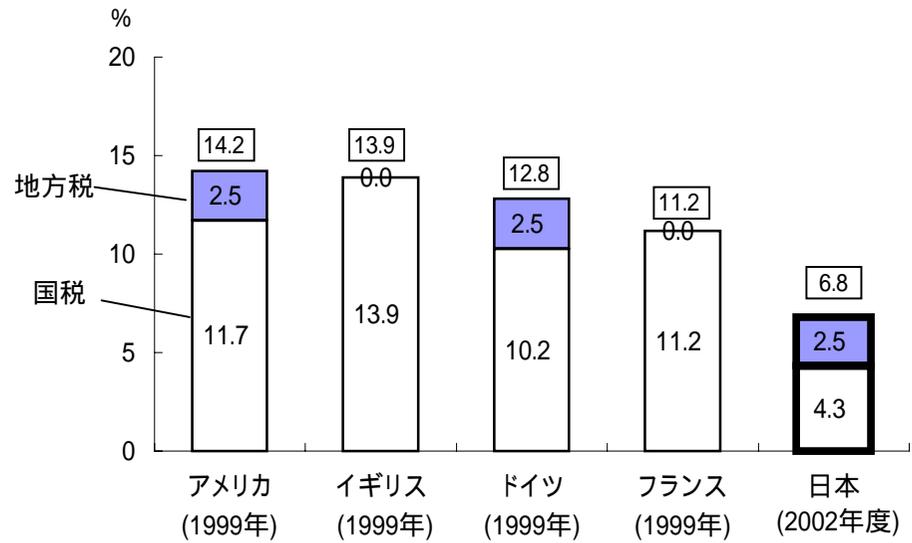
・・・累次の税制改革における負担軽減や景気対策としての減税を経て、税負担の水準は低下しています。・・・個人所得課税の負担について国際比較をすると、わが国は主要国中、最も低い水準にあり、特に中低所得者の負担が小さいものとなっています。

# 主要国における個人所得課税負担率(対国民所得比)の国際比較

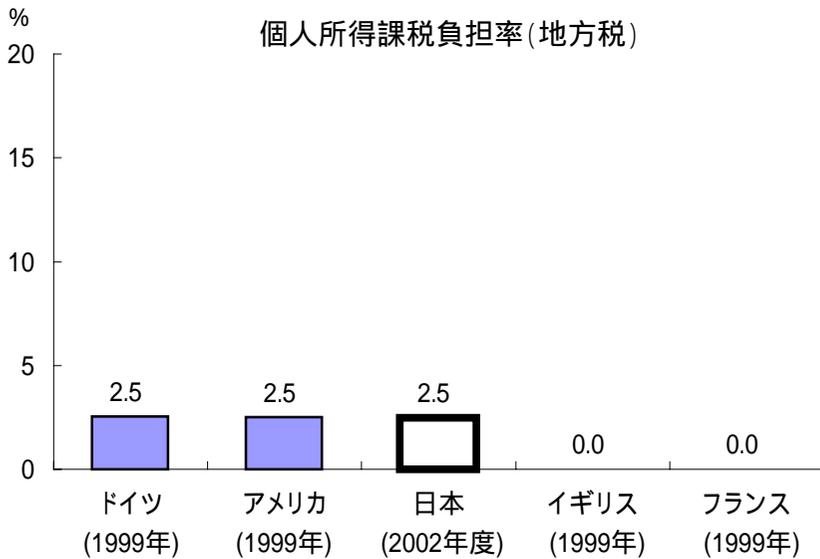
個人所得課税負担率(国税)



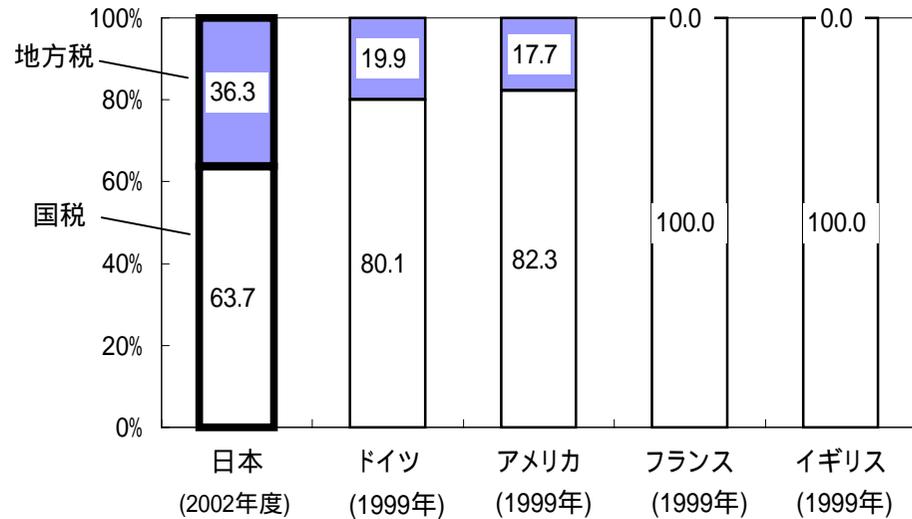
個人所得課税負担率(国税・地方税)



個人所得課税負担率(地方税)



個人所得課税における国税・地方税の構成比



(注) 日本は14年度当初予算ベース、日本以外は、「OECD Revenue Statistics 1965-2000」等により作成。

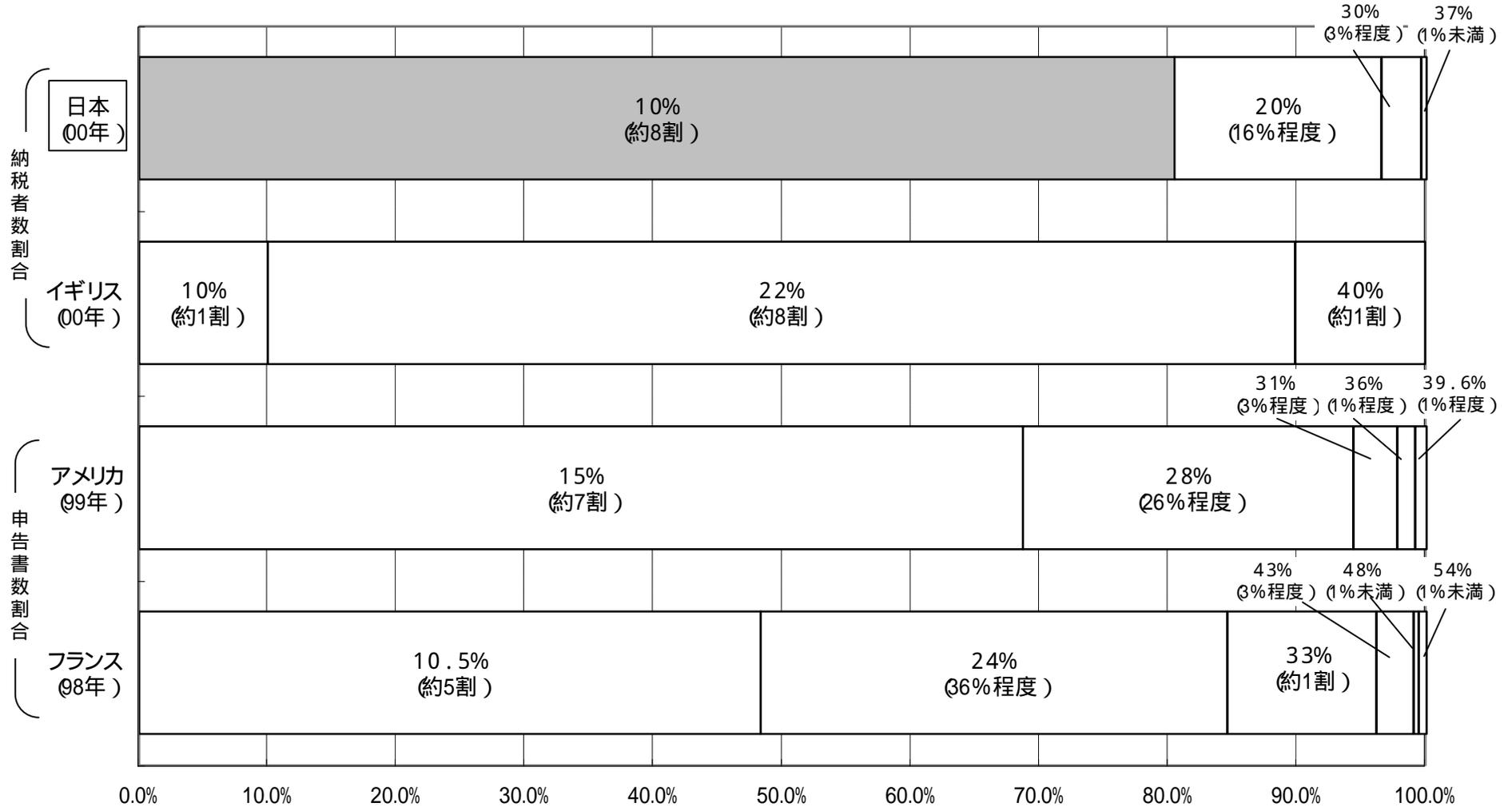
# 所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	<p><b>4 段階</b></p> <p>(注) 上記に加えて、個人住民税(税率5~13% 3段階)が課されている。 '99年から定率減税(所得税:20%、25万円限度、個人住民税:15%、4万円限度)が実施されている。</p>	<p><b>6 段階</b></p> <p>(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税が課されている。</p> <p>例: ニューヨーク市の場合 州税率 4~6.85% 5段階 市税率 2.907~3.648% 4段階</p>	<p><b>3 段階</b></p> <p>(注) 地方税はない。</p>	<p><b>方程式</b></p> <p>(注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税(税額の5.5%、95年導入、連邦税)が課されている。</p>	<p><b>6 段階</b></p> <p>(注) 地方税はない。</p>
課 税 最 低 限	384.2万円	315.3万円	137.8万円	383.3万円	298.1万円

- (注) 1. 課税最低限は夫婦2人(日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている)の給与所得者の場合である。  
 2. 諸外国は2002年1月現在。  
 3. 換算レートは、アメリカ 1ドル=122円、イギリス 1ポンド=174円、ドイツ及びフランス 1ユーロ=108円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)。

# 限界税率ブラケット別納税者 (又は申告書) 数割合の国際比較

未定稿



- (注) 1. グラフの各欄の上段は限界税率、下段はそのブラケットに属する納税者 (又は申告書) の全体に占める構成割合である。  
 2. 日本のデータは「民間給与の実態 (12年)」より 1年間を通して勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して課税所得を推計した。  
 3. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。  
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。  
 5. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

## わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抜粋) (平成 12 年 7 月 政府税制調査会)

### 第二 個別税目の現状と課題

#### 三 消費課税

##### 3. 消費課税の課題(抜粋)

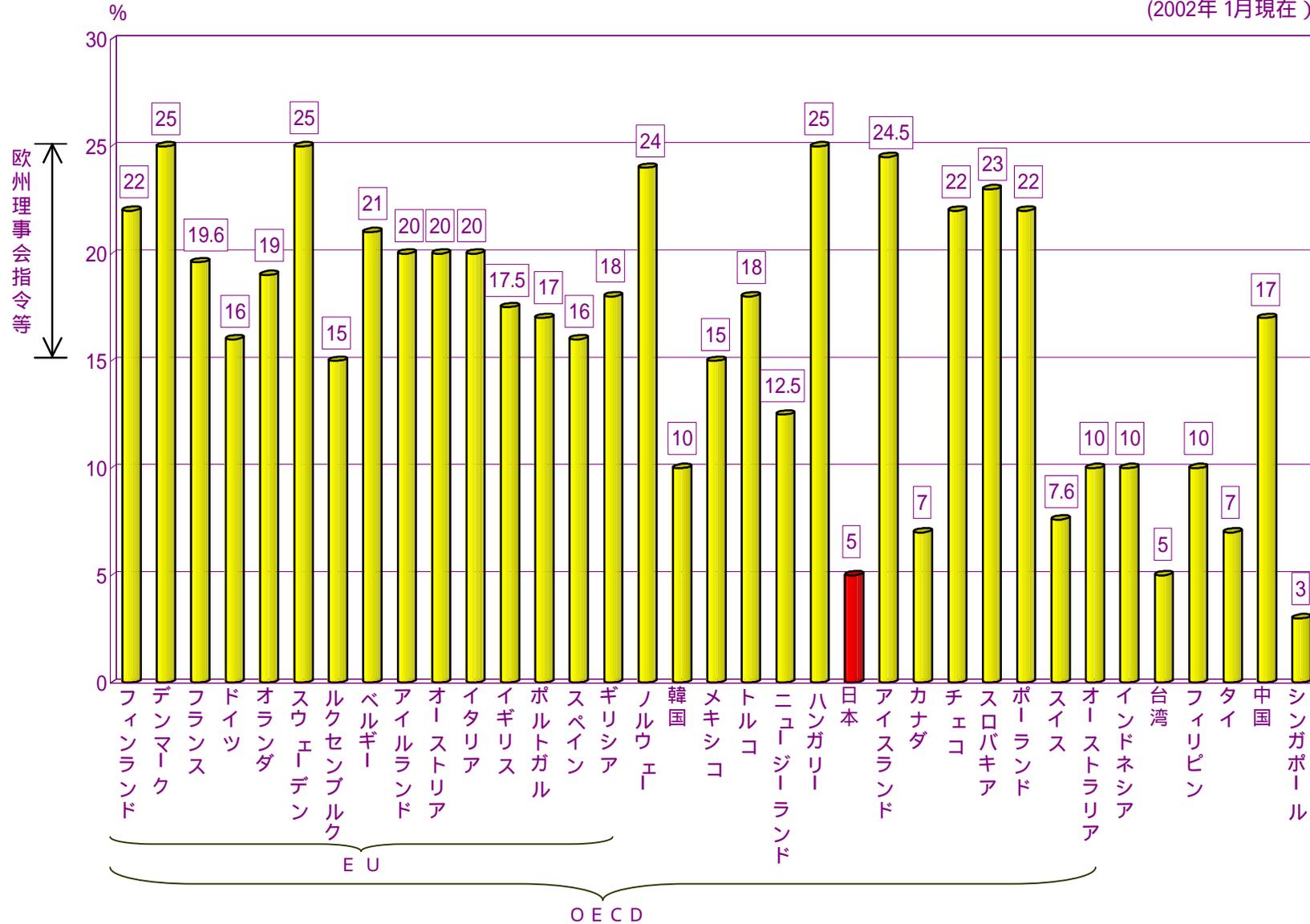
消費税は、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしており、国の歳入の 2 割を占める基幹的な税の一つです。

現在、わが国においては、65 歳以上の人口の総人口に占める割合が主要先進国中、最大となっています。少子・高齢化は世界に例を見ない速度で進んでおり、21世紀初頭(2007年)には総人口が減少するという新たな局面を迎えると見込まれています。生産年齢人口は既に減少に転じており、労働力人口もやがて減少することが見込まれています。他方、社会保障などの公的サービスに必要な費用は、相当の制度改革を行っても、高齢化の進展に伴う増加が避けられないものと考えられています。

このように、更に少子・高齢化が進展する21世紀を展望すると、勤労世代に偏らず、より多くの人々が社会を支えていくことが必要であり、消費税の役割はますます重要なものになっていくと考えられます。

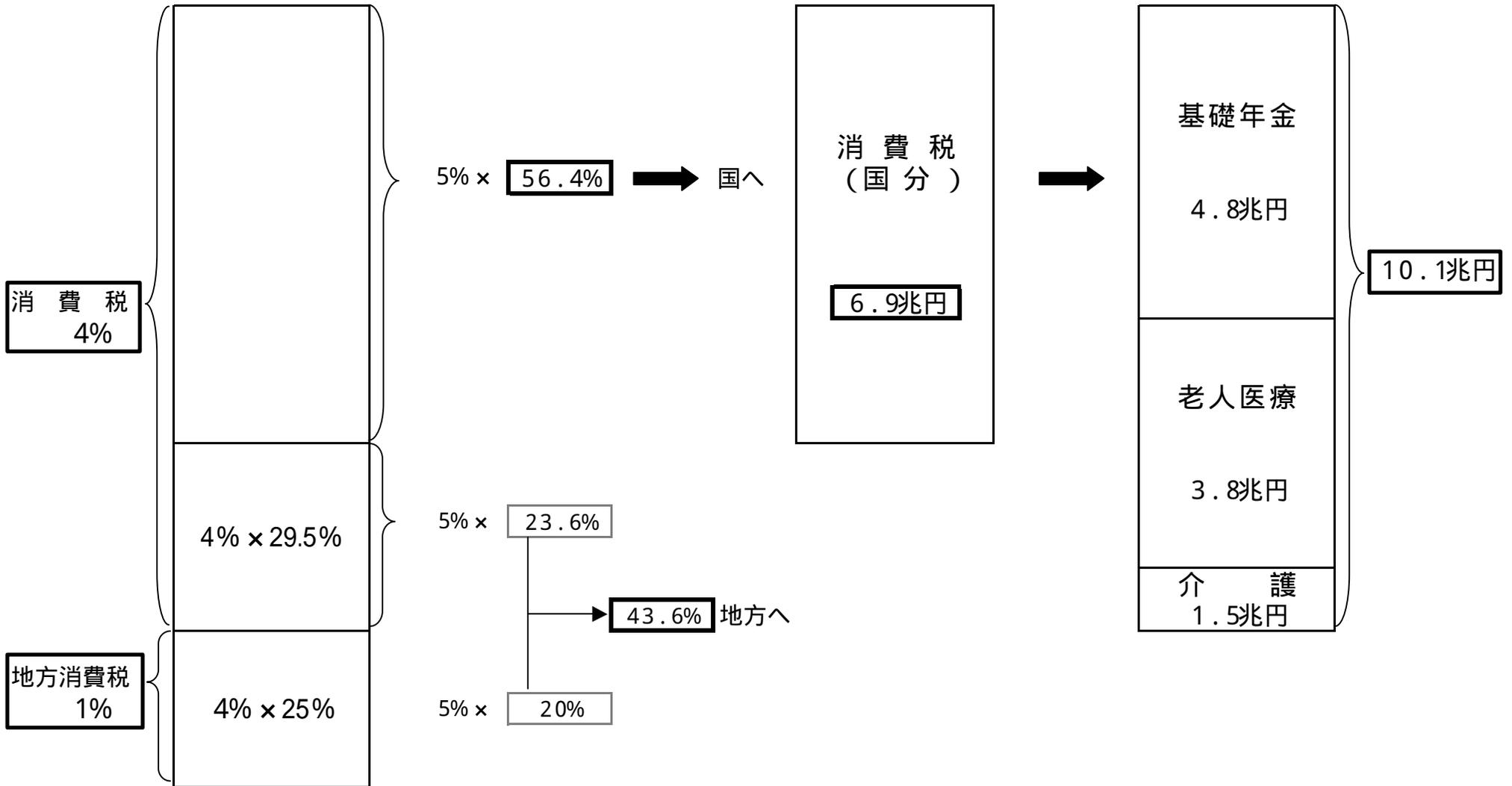
# 付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2002年 1月現在)

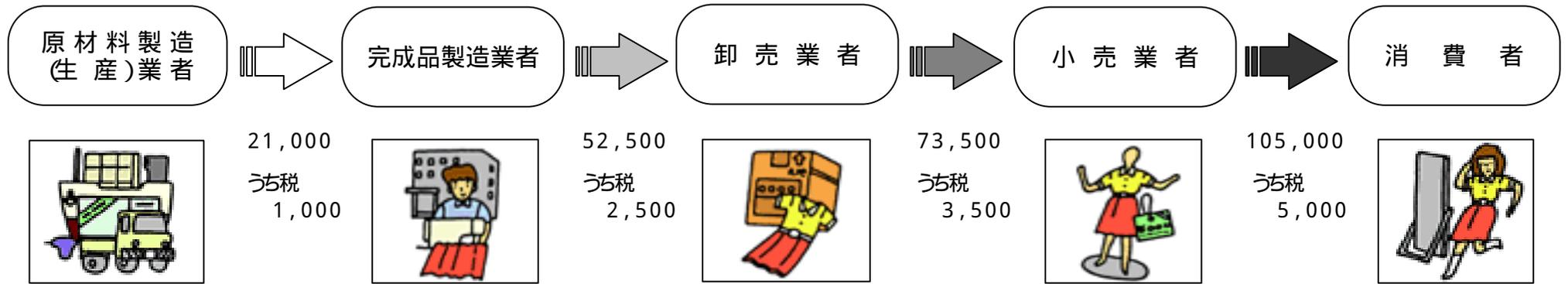


- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%は地方消費税(地方税)である。  
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)  
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)  
 4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

# 消費税の使途



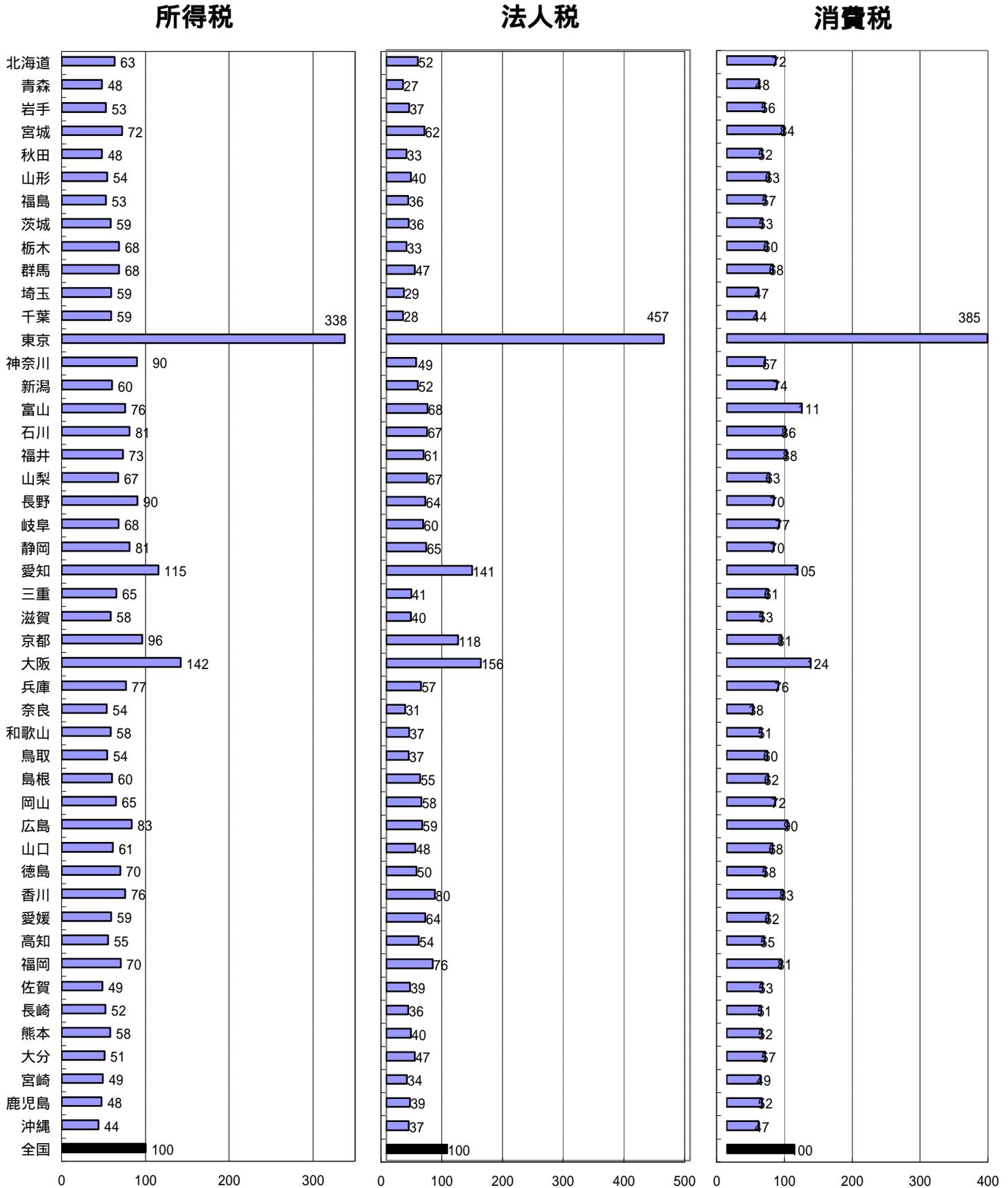
# 消費税・地方消費税の仕組み



売 上 げ 20,000 売上げに係る税【 】 800 <hr/> 消 費 税 額 (A) 【 】 800	売 上 げ 50,000 売上げに係る税【 】 2,000 仕 入 れ 20,000 仕入れに係る税【 】 800 <hr/> 消 費 税 額 (B) 【 】-【 】 1,200	売 上 げ 70,000 売上げに係る税【 】 2,800 仕 入 れ 50,000 仕入れに係る税【 】 2,000 <hr/> 消 費 税 額 (C) 【 】-【 】 800	売 上 げ 100,000 売上げに係る税【 】 4,000 仕 入 れ 70,000 仕入れに係る税【 】 2,800 <hr/> 消 費 税 額 (D) 【 】-【 】 1,200	消費者の負担 5,000 うち 消 費 税 (A+ B+ C) 4,000 地方消費税 (イ+ 口+ 八) 1,000
地方消費税額 (イ) 【(A)×25%】 200	地方消費税額 (口) 【(B)×25%】 300	地方消費税額 (八) 【(C)×25%】 200	地方消費税額 (ニ) 【(D)×25%】 300	

消費に関連した基準によって清算

所得税、法人税、消費税の人口一人当たり税収額の指数 (全国平均を100とした場合 平成11年度)



(注) 数値は、平成11年度版 国税庁統計年報書による。

## 経済財政白書の税源移譲シミュレーション

### [前提]

前提1 国税と地方税の比率を1：1にするよう税源移譲（7兆円）

- ・住民税・・・現行5%、10%、13%の累進税率を10%のフラット税率化
- ・地方消費税・・・消費税5%のうち現行1%部分を2.5%部分まで拡充

前提2 地方交付税、国庫補助金を税源移譲額と同額だけ削減

### [シミュレーション結果]

#### 不交付団体の数

- ・都道府県(47団体)

移譲前	1団体 (東京)	移譲後	2団体 (東京、愛知)
-----	----------	-----	-------------

- ・市町村(3,252団体)

移譲前	107団体 (3.3%)	移譲後	253団体 (7.8%)
-----	--------------	-----	--------------

- ・うち人口10万人未満の市町村(3,003団体)

移譲前	61団体 (2.0%)	移譲後	122団体 (4.1%)
-----	-------------	-----	--------------

#### 自治体の財政改善の状況

- ・税収が歳出全体に占める割合が5割以上という自治体

移譲前	全体の7.4%	移譲後	全体の15.4%
-----	---------	-----	----------

- ・税収の歳出全体に対する割合が2割未満という自治体

移譲前	全体の5割	移譲後	全体の4割
-----	-------	-----	-------

不交付団体の増加によって、多額の超過財源（１．７兆円）が生じる点についても指摘しておこう。超過財源とは、地方交付税の基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分であり、地方交付税の不交付団体（特に大都市）において発生する。このシミュレーションのように、地方全体での税源移譲額と財政移転削減額を同額とした場合には、不交付団体の超過財源の増加分に応じて、交付団体の歳入規模は縮小することに留意する必要がある。

評価（本文より抜粋）

- ・ 税源移譲によって、地方の財政基盤はある程度強化され、経済力のある大都市などの地方公共団体の自立が図られる。一方で、地方圏を中心に大部分の地方公共団体の財政状況はさほど改善しない。
- ・ 税源移譲のみで地方財政の問題が解決するわけではない。 国の地方に対する関与の廃止・縮小と合わせて地方単独施策の見直しを始め、地方歳出の見直しを進めることが不可欠である。 同時に、市町村合併等による地方の行財政基盤の充実を図ることが必要である。
- ・ 地方財政制度には、制度・問題が複雑に関係しているため、歳出の見直し、財政移転制度の見直し、・・・地方税の充実確保といった施策を総合的に検討することが必要である。また、・・・国の財政に与える影響も同時に検討する必要がある。・・・また、その際、国税と地方税のあり方やストックとして既にある国・地方合わせた巨額の公的債務を、今後どのように解消していくかということも検討する必要があるらう。

わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (抜粋)  
(平成12年7月 政府税制調査会)

第一 基本的考え方

四 税制の検討の視点

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(1) 地方分権の意義と地方税の役割

地方公共団体は、地域住民のために、福祉、教育などの対人サービスや道路・上下水道をはじめとした社会資本の整備など、住民の毎日の生活に密着した行政サービスを提供し、また、経済社会の変化に応じて生じる地域社会での様々な課題に対応しています。

地方税は、地方公共団体が、このような行政を行うために必要な経費を賄うものであり、地域の共通の経費をその地域の住民がその能力と受益に応じて負担し合うものと言えます。このため、地方税については、負担分任性（分かち合い）や応益性を有する税制が望ましいとされています。地方税の負担を求めるに当たって、地方公共団体が、どの程度の行政水準を、どれだけの経費で実現しているのか、住民に対して情報公開を行い、説明責任を果たし、住民の参加と選択を求めることにより、責任ある地方自治が構築されます。地方税は言わば、民主主義の学校である地方自治の存在証明とも言えるものです。

## わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抜粋)(平成 12 年 7 月政府税制調査会)

### 第二 個別税目の現状と課題 一 個人所得課税 14. 個人住民税関係

#### (1) 個人住民税の意義

##### 均等割

##### イ. 均等割の意義

均等割は、住民が地方公共団体から様々な行政サービスを受けている対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

また、少子・高齢化の進展に伴い、住民が税負担を広く分かち合うことが必要となっていることから、均等割が果たすべき役割は大きいものと考えられます。

##### ロ. 均等割の課題

##### (1) 税率のあり方

均等割税収の個人住民税収全体に占める割合は、昭和 25 年度 18.3%から平成 8 年度 1.8%に低下しています。また、道府県民税と市町村民税を合わせた均等割の平均税率は、昭和 30 年度と平成 10 年度を比較した場合約 8 倍となっていますが、この間 1 人当たりの国民所得は約 40 倍、都道府県と市町村を合わせた 1 人当たりの歳出決算額は約 60 倍と上昇しており、均等割の負担水準は大きく低下してきています。

このため、均等割の税率については、過大な負担とならないよう配慮しつつ、負担水準の見直しを図る必要があると考えられます。

##### (ロ) 市町村民税における人口段階区分に応じた税率設定

市町村民税の均等割の税率が人口規模に応じて 3 段階に区分して設定されている理由としては、住民が市町村から受ける受益は都市化の進展に伴い増加することなどが挙げられています。

これに対し、住民が市町村から受ける行政サービスの内容は人口規模別に見ても均質化の傾向にあることから、昭和 55 年度税制改正以降の改正においては、各人口段階ごとの税率の引上げ額を同額とすることにより、人口段階区分に応じた税率の格差が縮小されてきていますが、今後ともその格差縮小を図る必要があると考えられます。

##### (ハ) 生計同一の妻に対する非課税措置

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対しては均等割が非課税とされていますが、その趣旨は、夫婦を社会生活上の単位として一体とみなして、夫に課税した場合には妻に対して二重に課税しないとするものです。

この非課税措置については、妻も地方公共団体から行政サービスを受けており、また、一定の所得を稼得する妻は税負担能力(担税力)を有するため、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要があると考えられます。

個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移

区分		年度	昭和 25	昭和 26	昭和 29	昭和 51	昭和 55	昭和 60	平成 8	平成 12	
市 町 村 民 税	標準 税率	人口50万以上の 市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円	
		人口5万以上50 万未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	
		その他の市及び 町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円	
道府県民税(標準税率)			—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	
個人 住 民 税 収 入 額	(億 円)	道府県民税 A	—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095	23,863	
		市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075	60,444	
		計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	84,307	
	うち 均 等 割	道府県民税 D	—	—	19	98	174	266	456	469	
		市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143	1,173	
		計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,642	
	D/A			—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7	2.0
	E/B			18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8	1.9
	F/C			18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	1.9

- 注) 1 税率は年額であり、個人住民税収入額は各年度とも決算額による。  
 2 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額により按分した数値による。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抜粋)  
(平成 12 年 7 月 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題 四 資産課税等

4. 固定資産税

(5) 非課税等特別措置の整理・合理化

固定資産税は、市町村の基幹税目であり、その安定的確保が必要であるとともに、納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていくことが必要です。したがって、当調査会として指摘してきているように、非課税等特別措置については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり一部の者に偏っていないかなどの点について、今後も十分に吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが必要です。特に、小規模住宅用地について価格の6分の1、一般住宅用地については価格の3分の1を課税標準とする大幅な特例措置が講じられており、地価の状況の変化や住民が応益的に負担すべき適正な水準を考えた場合、当該特例措置の拡充前の水準（小規模住宅用地は4分の1、一般住宅用地は2分の1）に戻すことについて検討する必要があります。

(7) 今後の固定資産税のあり方

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、また税源の偏りも小さく、地方分権の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目であり、その安定的確保が必要です。また、固定資産税に対する納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていく必要があります。

平成6年度の評価替えに際して導入された地価公示価格の7割を目途とする評価水準については、これによって全国的な評価の均衡が図られていることなどから、基本的にはこれを維持していくことが適当であると考えられます。

平成15年度以降の固定資産税の税負担については、これまでの負担の均衡化・適正化の方向を基本に、同年度の評価替えの動向及び負担水準の状況や市町村財政の状況などを十分踏まえ、適切に対応する必要があると考えます。

固定資産税の税率に関して、地方分権の趣旨から、市町村が自らの判断で税率を決定していくことが重要であるとの意見や、現在進められている負担の均衡化がある程度図られた段階で議論すべき課題であるとの意見などがありました。

また、税負担の調整措置をできるだけ簡素なものにすべきであるとの意見や、土地の評価について更に透明性を高めるべきであるとの意見などがありました。

## 地方団体の課税自主権 (主な税目)

税 目	制限税率	実施団体数	税 収 (平成12年度)	
			内 超過課税分	
<b>超過課税</b>				
<b>道府県税</b>				
道府県民税				
個人 { 所得割	無			23,394億円
個人 { 均等割	無			469億円
法人 { 法人税割	有	46団体	902億円	6,930億円
法人 { 均等割	無			1,316億円
事業税				
{ 個人	有			2,230億円
{ 法人	有	7団体	921億円	39,180億円
<b>市町村民税</b>				
市町村民税				
個人 { 所得割	無			59,271億円
個人 { 均等割	無	20団体	0億円	1,173億円
法人 { 法人税割	有	1,431団体	2,254億円	17,825億円
法人 { 均等割	有	573団体	140億円	3,936億円
固定資産税	有	276団体	409億円	90,409億円
<b>法定外税 (注)</b>				
法定外普通税		18団体		238億円
法定外目的税		6団体		13年度以降

(注) 最近の法定外税新設の動き

遊漁税 (河口湖町 他 2村)

平成13年 7月 1日施行

臨時特例企業税 (神奈川県)

平成13年 8月 1日施行

産業廃棄物税 (三重県)

平成14年 4月 1日施行

一般廃棄物埋立税 (多治見市)

平成14年 4月 1日施行

宿泊税 (東京都)

平成14年10月 1日施行予定

勝馬投票券発売税 (横浜市)

再協議中

## 財政制度審議会 財政構造改革部会中間報告(平成13年6月8日)

各論<地方財政>

### 1. あるべき地方の姿と地方財政改革の方向性

(2) 以上のような観点から、地方財政の改革において目指すべきは、

国・地方を通じて行政の役割を見直し、必要最小限のものとする事により、持続可能な財政規模とする

国と地方の役割分担を見直し、国から地方への財政移転を縮小し、地方公共団体ごとに受益と負担の関係が明確である財政的枠組みの下、地方財政が自律的に運営される

との方向であると考えられる。

### 2. 地方財政の健全化に向けて求められる取組み

(1) 地方財政は、近年、歳出が国を上回る伸びで急速に拡大する一方で、地方税収の伸び悩み等の要因により、急激に悪化しており、交付税特別会計借入や地方債務が増加している。

こうした地方財政の拡大の要因については、景気対策の観点からの地方単独事業の拡大といった量的拡大の問題や、国の施策による地方歳出の義務付けといった歳出の自由度の問題のほか、交付税が財源保障機能を有することから受益と負担の関係が希薄化し、シビル・ミニマムを大きく超える地方歳出を保障するといったモラル・ハザードの問題や、交付税制度に内在する歳出拡大へのインセンティブの問題といった制度的問題についても指摘がなされている。

(2) したがって、地方財政の健全化に当たっては、地方が行う行政の量の縮小、国の関与の縮減、交付税の制度改革といった複合的な取組みが必要である。特に、地方交付税については、基準財政需要の算定を通じて地方の標準的行政に必要な財源を保障していることが、住民にとって受益と負担の関係を希薄にし、中央への依存体質を強めているとの指摘があり、こうした財源保障機能を縮小するために、国の地方歳出に対する関与の大幅な縮減と、地方交付税制度の抜本的な改革が大きな課題となろう。

したがって、そのためには、

国の関与の縮減に応じて地方交付税による財源保障の範囲を縮小

地方財政計画と実績との乖離が著しい投資地方単独事業を見直すとともに、一般行政の単独事業についても、シビル・ミニマムの適正化の観点から見直し、地方交付税による財源保障の範囲を縮小

地方交付税制度を税源の偏在を調整する制度に近づけていくことによって、各地方公共団体にとって歳出を見直すインセンティブを高めるような制度の見直しといった取組みが必要となる。これによって、自立的かつ持続可能な地方財政への移行を早急に図るべきである。